

# スポーツ保険について

## 1. 保険の種類

「傷害保険」及び「賠償責任保険」、「共済見舞金」を組み合わせた制度。

## 2. 保険の適用範囲

日本国内において、**団体活動中の事故**及び、所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の**経路往復中**。

## 3. 適用事例と申請に必要な情報

	適用事例	適用対象外事例	申請時の注意点
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>怪我</li> <li>日射病／熱射病</li> <li>細菌性／ウィルス性中毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの</li> <li>急性心不全、脳内出血などの突然死（共済見舞金を適用）</li> <li>疲労骨折、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害</li> <li>成長痛、加齢に伴うもの</li> <li>地震、噴火、津波、戦争、放射能汚染など</li> </ul>	保険金請求額が10万円以下で、手術保険金の請求がない場合は、 <b>医師の診断書は不要（領収書の写しで代替）</b>
損害賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>他人に怪我をさせた</li> <li>体育館の窓ガラスを割った</li> <li>自転車で往復中、通行人に怪我をさせた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蹴ったボールが他のプレイヤーに当たり怪我をさせた</li> <li>ボールがメガネに当たり、メガネを破損させた</li> <li>→必然的に起こってしまう事故は法律上の賠償責任がないため</li> <li>車（二輪含む）運転中の事故</li> <li>→賠償責任は車の保険で対応。本人の怪我は傷害保険が適用</li> </ul>	物の破損は現場写真と修理見積書が必要
共済見舞金	突然死	—	

(注) 傷害保険と共済見舞金の二重支払いはできません。

## 4. 保障内容

	傷害保険				賠償責任保険	共済見舞金
	死亡	後遺障害	入院（1日につき）	通院（1日につき）		
クラブ会員	2000万円	3000万円	<b>4000円</b>	<b>1500円</b>	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 （急性心不全、 脳内出血など） 180万円
指導者	1000万円	1500万円	2500円	1000円		

(注) 入院・通院について**治療日数1日目から補償**。**医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金**が支払われる。

5. 事故発生時の手続き（傷害保険）

